

○関西大学技術相談・学術指導に関する取扱規程

2020年 1月23日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）における技術相談・学術指導の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「技術相談・学術指導」（以下「指導」という。）とは、学外機関（以下「委託者」という。）からの申込みを受け、本学の教職員がその技術上・学術上の専門知識に基づき、委託者の活動に対する評価及び助言等を行うことにより、委託者の活動における支援を行うものであって、これに要する費用を委託者が負担するものをいう。

(実施の基準)

第3条 指導は、当該指導を担当する教職員（以下「指導担当者」という。）の研究職務と密接に関連した内容に限り実施することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指導の条件が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを実施することができない。

- (1) 本学に指導を委託しようとする委託者が一方的に指導を中止できるものとなっているもの。
- (2) 本学が保有する知的財産権を無償で使用させることになっているもの。
- (3) やむを得ない事由により指導を中止し、又は指導期間を延長した場合、生じた損害を本学が委託者に賠償することとなっているもの。

(申請)

第4条 指導を希望する委託者は、委託しようとする指導担当者の属する学部の長又は研究所等の長（以下「学部長等」という。）に、学術指導申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(承認)

第5条 学部長等は、前条の学術指導申込書を受理し、適当と認めるときは、学長に報告し、その承認を得なければならない。

2 学長は、前項により承認したときは、理事長に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、前条第2項による報告を受けた後、委託者と次に掲げる事項を記載した指導契約を締結するものとする。

- (1) 指導概要に関する事項

- (2) 指導期間に関する事項
- (3) 指導に係る経費に関する事項
- (4) 指導の中止及び延長に関する事項
- (5) 指導により発生した知的財産権に関する事項
- (6) 指導成果の公表に関する事項
- (7) 秘密保持に関する事項
- (8) その他指導に関して必要な事項

(指導に要する経費)

第7条 指導に要する経費（以下「指導経費」という。）は、旅費、消耗品費、消耗器具備品費、報酬等の指導を遂行する上で直接的に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び一般管理費とする。

- 2 前項に規定する一般管理費は、原則として、指導経費の10パーセントとする。
- 3 委託者は、第1項に規定する指導経費を負担するものとし、契約に定める期間内に本学に納入するものとする。
- 4 第1項に規定する指導経費のうち直接経費は、指導担当者が、原則として指導期間内に使用するものとする。
- 5 指導経費については、関西大学受託研究取扱規程第7条に定める受託研究費に準じて取り扱うものとし、研究費の支出に関する取扱内規を準用するものとする。

(設備等の帰属)

第8条 指導経費により購入した設備等は、原則として、本学に帰属するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 指導の結果、関西大学発明規程第2条第1号に規定する発明等が生じた場合の指導担当者の権利の取扱いは、同規程に定めるところによる。

(知的財産権の帰属)

第10条 指導の結果得られた知的財産権は、当該知的財産権の発生経緯を勘案し、委託者と協議の上、取扱いを決定するものとする。

(秘密保持)

第11条 指導担当者は、指導の実施に当たり、委託者から秘密情報として開示された情報については、その取扱いに注意し、秘密の保持に努めなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 公知・公用のもの。
- (2) 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。
- (3) 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを証明できるもの。

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
- (5) 開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを証明できるもの。

(指導成果の公表)

第12条 指導による成果の公表については、指導担当者は委託者と協議の上、これを行うことができるものとする。

(非保証)

第13条 本学は、指導の内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証を行わない。

(事務)

第14条 指導に関する事務は、研究支援・社会連携グループの所管とする。ただし、予算執行管理等については、指導担当者の利便性を踏まえ、関連部署にて行うことができる。この場合において、必要があれば、別途協議して取り決めるものとする。

附 則

この規程は、2020年 1月23日から施行する。

## 技術相談・学術指導 申込書

関西大学 学長 殿

申込者

住所 〒

機関名・所属

役職・氏名

印

下記のとおり依頼したく、申し込みます。

指導事項			
指導内容			
指導 担当者	所 属	資 格	氏 名
指導期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
指導経費	円（消費税及び地方消費税を除く）		
事務担当者 連絡先	(担当者氏名)		(担当部署)
	(住所) 〒		
	(電話)		(FAX)
	(E-mail)		
依頼事項の分類	<input type="checkbox"/> ライフサイエンス分野 <input type="checkbox"/> 情報通信分野 <input type="checkbox"/> 環境分野 <input type="checkbox"/> ナノテクノロジー・材料分野 <input type="checkbox"/> エネルギー分野 <input type="checkbox"/> 製造技術分野 <input type="checkbox"/> 社会基盤分野 <input type="checkbox"/> フロンティア分野 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
企業等研究機関 の概要	業 種（ ）・資本金（ ）千円・従業員数（ ）名 主な事業内容：〔 〕		
その他必要事項			

※上記申込書記載事項については、学内の事務手続きおよび官公庁からのアンケート調査以外の目的には一切使用いたしません。  
ただし、「依頼事項」については、本学の研究活動実績として公表することがありますので、あらかじめお含み置きのうえ、ご記入願  
います。また、不都合等ございましたら、お申込み時に必ずお知らせいただきますようお願いいたします。